

令和3年度 税制改正のポイント

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、**企業のデジタルトランスフォーメーションとカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置**を創設し、こうした投資等を行う企業に対する**繰越欠損金の控除上限の特例**を設けます。

また、**中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置**を創設します。

さらに、家計の暮らしと民需を下支えするため、**固定資産税の評価替え**への対応、**住宅ローン控除の特例の延長**等の改正を行います。

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(1) 産業競争力の強化に係る措置

① 企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進する措置の創設

企業間やグループ会社間などでデータを連携するシステム（クラウド化等）を導入した場合に税が軽減される措置を創設します。

② 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

厳しい経営の中で、研究開発投資を増やす企業について、税の優遇を拡大します。さらに、研究開発投資を大きく増やした企業がより大きな税制上のメリットを受けられるように見直しをします。

③ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

これまでの賃上げ・投資税制を、新しく人を雇った場合に税が優遇される措置（従業員の教育訓練を行なった場合、更に優遇）に見直します。

④ 繰越欠損金の控除上限の特例

厳しい経営の中で、二酸化炭素削減や事業の再構築などの前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、繰り越された損失を所得の最大100%まで控除し、税の負担を圧縮できるようにします。

(2) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

企業が機動的に事業の再編を行ないやすくなるよう、自社の株式を対価として、対象会社の株式を取得する場合について、¹その対象会社の株主の譲渡益に対する課税を繰り延べる措置を設けます

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

- 投資運用を行なう非上場会社等の役員へ業績に連動して支払われる給与について、一定の要件の下、法人税が課されないようにします。
- 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としないようにします。
- ファンドマネージャーが運用成果に応じファンドから受け取る利益の分配について、一定の場合、総合課税（累進税率、最高55%）ではなく、株式譲渡益等として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化します。

(4) 固定資産税

- 現行の負担調整措置を3年間延長し、その上で、令和3年度に限り、税額が増加する土地は前年度の税額に据え置く特別な措置を実施します。（税額が減少する土地は、そのまま税額が減少することになります。）

(5) 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減

- 環境性能割の臨時的な軽減（▲1%）の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車を対象とします。

(6) 住宅ローン控除等

- 控除期間13年間の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とします。また、経済対策として、その延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の方について、対象となる住宅の床面積を50㎡以上から40㎡以上へ拡大します。
 - ※ 住宅ローン控除はローン残高の1%が税金から差し引かれる仕組みです。現在、この1%より低い金利で住宅ローンを借り入れながら減税を受けている人が多くおり、こうした人たちはローンを組むことでかえって得をすることになり、会計検査院から問題視されています。こうした点については令和4年度の改正で見直しを行いません。
- 贈与税の非課税枠（1,500万円／令和3年4月以降縮小）を令和3年末まで据え置きます（面積要件は、住宅ローン控除と同様の措

2

デジタル社会の実現

(1) 民間におけるデジタル化の促進

① 企業のDXを促進する措置の創設（再掲）

② 研究開発税制の見直し

これまで対象外とされていたクラウド型のソフトウェア開発を研究開発税制の対象として認め、税が軽減されるよう見直します。

(2) 納税環境のデジタル化

① 税務関係書類における押印義務の見直し

税務関係書類について、実印による押印等を除き、押印義務を廃止します。

② 電子帳簿等保存制度の見直し等

帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化します。

3

グリーン社会の実現

(1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設

- ・ 二酸化炭素の削減効果の高い製品を生産する設備・生産工程自体が二酸化炭素の削減に効果がある生産設備について、投資を行った企業の税が軽減される措置を創設します。

(2) 車体課税

- ・ 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税環境性能割の税率区分について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、新しい燃費基準への切替えを行います。

4

中小企業の支援

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

- ・ 中小企業向けの軽減税率の特例を延長します。また、中小企業の投資を後押しする税制について、整理・統合した上で延長します。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

- ・ 賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を支援する観点から、従業員全体の給与を増やしたことを条件に税が軽減されるよう見直しします。

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- ・ 中小企業が株式取得を行なう際に、対象となる中小企業に想定外の借金があった場合などのリスクに備えるための準備金制度を創設します。

5

その他

(1) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

節税的な利用を防ぐための見直しを行いつつ、特例を2年延長します。

(2) 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、所得税及び個人住民税を非課税とします。

(3) セルフメディケーション税制の見直し

対象となる薬を、より効果のあるものに拡充・重点化して5年延長します。また、手続きを簡素化します。